

「行商従業者証等の様式の承認に関する規程の一部を改正する告示案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の一部の施行に伴う規定の整備（第1条第3号関係）

行商従業者証等の様式の承認を受けることができる団体の要件の追加に関しては、

- 窃盗の罪だけでなく、それ以外の財産に対する罪を犯した者等が団体の役員の中にいないことについても要件とするべきである。また、改正案では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条等の規定による命令又は指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないものが団体の役員のうちにいないことを要件としているが、5年を経過しないものとすべきである。

といった御意見がありました。

本規定は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）に規定された古物営業の許可の欠格事由を引用したものであり、法の規定と異なる要件とすることは均衡を失するものと考えています。

なお、禁錮以上の刑に処せられ、又は盗品等の流通に関連性の高い刑法（明治40年法律第45号）上の財産に対する罪を犯して罰金の刑に処せられた者（その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者に限る。）が団体の役員のうちにいないことは、既に行商従業者証等の様式の承認を受けることができる団体の要件として規定されております。

2 その他

その他の御意見として、

- 法人が法に基づく届出等を行う場合には、その全てについて、法人番号を記載して行わせるようにするべきである。

といった御意見がありました。

法に基づく届出等において法人番号を利活用することについては、頂いた御意見や関係団体の要望等を踏まえながら検討することとさせていただきます。